

## USTR が 2009 年外国貿易障壁報告書(NTE レポート)を公表

2009 年 3 月 31 日  
JETRO NY 中楨、横田

米国通商代表部(USTR)は本日、2009 年外国貿易障壁報告書(National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers、NTEレポート)を議会に提出した<sup>1</sup>。

同報告書は、1974 年米国通商法 181 条に従い、USTR が大統領及び議会に対して外国(63 の国・地域等)の貿易制限的な政策・慣行等(貿易障壁)に関する報告を行うものであり、例年 3 月末に公表される。同報告書には、米国のモノ、サービスの輸出、米国民による直接投資及び知的財産の保護に影響を与える「外国の貿易障壁」が取り上げられる。

このうち、知的財産保護に関しては、同報告書の内容が、通商法スペシャル 301 条報告の基礎となる。USTR は、同報告書の提出から 30 日以内に、「スペシャル 301 条報告書」を作成し、知的財産保護の不十分な国に対し「優先国」を特定し、調査及び協議を開始、協議が不調の場合は対抗措置(制裁)への手続を進めることとなる。

以下、2009年外国貿易障壁報告書のうち、我が国の知的財産関連分野に関する報告内容を詳述する。

## (総論)

昨年、従前に比して簡素かつ一般的な記述に留まった総括部分は、本年もほぼ同じ記述のままとなり、日本の知財保護に対する改善取組の評価と日米二国間協力等を通じた、さらなる行動を求める点のみ言及している。

また、昨年の同報告書においては、我が国のこれまでの米政府への指摘<sup>2</sup>が奏功し、商標、地理的表示、営業秘密に係る項目そのものが削除され、特許に関しても大幅な修正・削除がされたところ、本年においても、当該削除された指摘事項の再掲や新たな項目の追加などはなかった。指摘項目は、特許、著作権、国境措置の三点であり、知財部分に係る指摘内容は、全体として昨年の同報告書から変わっている(進展している)ところはほとんど無い状況。

## (特許)

特許に関しては、米国と同様の12ヶ月のグレースピリオド(GP:発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間)制度の採用、及び権利付与の遅延に繋がる断片的な審査<sup>3</sup>の是正の二点を求めるのみ。

<sup>1</sup> USTR プレスリリース、[2009 NTE レポート](#)

<sup>2</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/ustr/pdfs/07\\_comment\\_j.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/ustr/pdfs/07_comment_j.pdf)

<sup>3</sup> 「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」に係る米側要望書においては、「「断片的な」審査を防ぐための手続きを実施し、審査プロセスの最も早い段階ですべての妥当な拒絶理由を特定すべき」とされている。

12ヶ月GPの採用については、前議会において下院特許改革法案2007に盛り込まれたトリガー条項(先願主義の施行には日欧が米国型のGPを採用した後に行うとする経過措置)<sup>4</sup>が今月3日に第111議会に上程された下院特許改革法案2009(HR1260)<sup>5</sup>において引き続き含まれていることにも符合している。

なお、従来から指摘のあった我が国特許訴訟手続きに係るコスト・期間等に関する指摘は、今回の報告書では一切削除されている。

#### (著作権)

著作権についても昨年と大きな変更はなく、我が国のプロバイダ責任制限法の向上による適切な権利保護に向けた取組を求めるとともに、著作権侵害時の法定損害賠償制度の導入に向けた民事訴訟法の改正、著作権侵害の非親告罪化、アクセス制御の解除を目的とした不正な行為に対する著作権法上の救済措置の強化、個人的利用の例外、著作権保護期間の延長等を求めている。

なお、昨年までの指摘事項である「通知と削除(notice and takedown)」制度の簡素化に向けた改善、及び政府部内における著作権侵害の禁止規定の欠如は、削除されている。また、結語は昨年同様、日本が近々法改正を行おうとする動きを歓迎しつつ、取組のオープン性、透明性、及び全てのステークホルダーが意見表明する機会の担保を求めている。

#### (国境措置)

昨年と記述の変更はほぼ無し。日本の国境措置の強化や主要貿易相手国による国境措置の改善に向けた支援に着目しつつ、07年施行の関税定率法の改正<sup>6</sup>やG8、APEC、WTO/TRIPS理事会を通じた国際貢献に歓迎の意を表し、特に関税定率法改正については、我が国著作権・著作者隣接権侵害品を輸出禁制品リストに追加した点や、罰則水準を引き上げた点に言及している。

なお、例年、我が国政府は、同報告書における米政府の指摘に対し、当該指摘事項に対して主に反論するコメントを発表してきたが<sup>7</sup>、08年の同報告書より、我が国政府はコメントを発表していない。

(了)

<sup>4</sup> 070718【米国IP情報】特許改革法案、下院司法委員会を通過 参照

<sup>5</sup> 090303【米国IP情報】「特許改革法案2009」が第111議会へ上程される 参照

<sup>6</sup> 関税定率法等の一部を改正する法律(平成18年法律第17号) <http://www.customs.go.jp/kaisei/horitsu.htm>

<sup>7</sup> 脚注2参照